

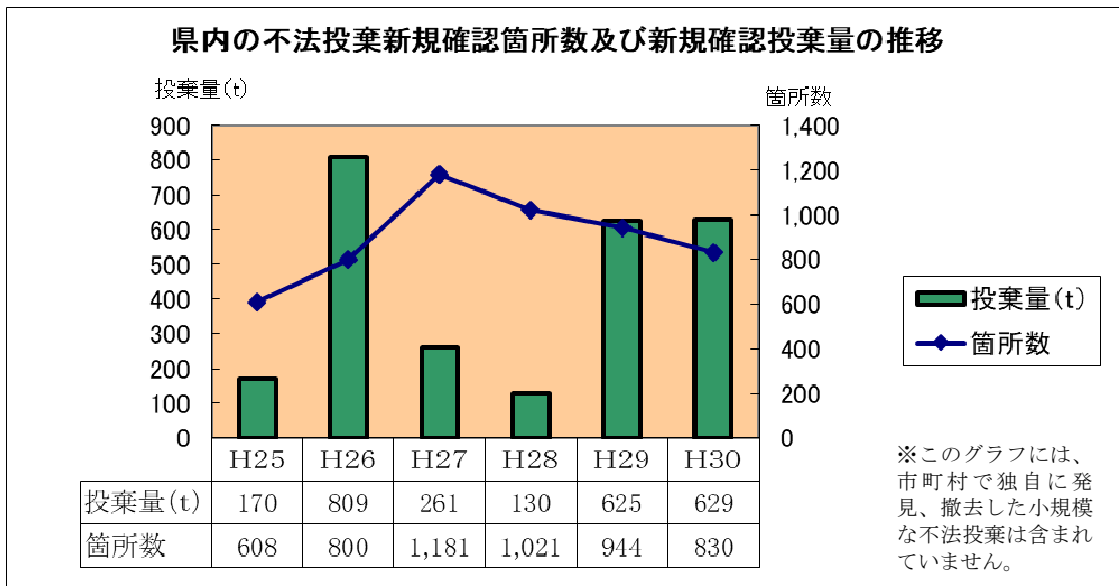
第13号 R1(2019) 8.30	不法投棄監視協力員たより	発行：山梨県森林環境部 環境整備課
TEL 055-223-1517	FAX 055-223-1507	メール kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

◆はじめに

不法投棄監視協力員は、令和元年7月現在で **899名**の方々に登録をいただいております。今後とも、皆様方には、不法投棄の未然防止、早期発見のため、通報等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、県外への転居、健康上等の理由により、登録の辞退を希望される場合は、環境整備課又は各林務環境事務所にその旨を申し出てください。

◆山梨県の不法投棄の状況を公表しました！



○環境整備課では、毎年、各林務環境事務所で把握・確認した不法投棄量及び箇所数を集計しています。

○H30年中に山梨県内で新規に確認された不法投棄物の投棄量は629t（対前年度比0.6%増）であり、新規確認の不法投棄箇所数は830箇所（対前年度比12.1%減）となっています。

○H30は大規模な不法投棄（1件500t）が発生しました。なお、前年度の大規模案件は、1件510tでした。

○皆様の御協力のもと、新規確認の不法投棄箇所数は、3カ年連続で減少となりました。不法投棄箇所数の大部分は、例年と同じく可燃ごみや廃家電など、家庭から出された一般廃棄物が占めております。

◆不法投棄監視協力員からの通報件数の推移

これまでに**180件**の通報をいただきました。引き続き御協力をお願いします。

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
通報件数	12	27	21	21	19	17	12	7	7	4
区分	27年度	28年度	29年度	30年度	合計					
通報件数	6	8	6	13	180					

◆不法投棄は、このような場所に注意です！

山間部は不法投棄がされやすい地域の1つです。普段の運転ではなかなか気づきませんが、山間部では以下の条件がそろった道路脇に不法投棄がされやすいです。

- ① ガードレールが途切れている。
- ② 車を停める、ちょっとしたスペースがある。



一旦、投棄されると、その箇所に一つまた一つと投棄物が増えてしまう傾向があります。不法投棄を見つけたら、すぐに最寄りの林務環境事務所に通報をいただくことで、早期の対処が可能となり、その後の不法投棄の未然防止につながります。なお、不法投棄を発見した場合には、以下の点に十分御留意ください。

【廃棄物の不法投棄などを発見した際の留意点】

- ・ 廃棄物には手をつけず、その場から動かさないでください。
- ・ 廃棄物を投棄等した関係者に直接接触したり、連絡することは、危険が伴うおそれがありますので、そのような行動は避けてください。

◆不法投棄事例の紹介

通報で判明した不法投棄の事例を御紹介します。

【事例】

確認時期：平成30年12月
内 容：不法投棄
投 棄 物：ソファ、家具等

人気の少ない道路脇に不法投棄されている旨の通報があり、現場を確認したところ、ソファ、家具等が投棄されており、残置することで更なる廃棄物の投棄が行われる等のおそれがあることから、市町村職員が収去し、地元市町村で処分することとしました。

